

参議院議員通常選挙

投票日は7月10日(予定)です

◆この記事中に記載している各日付は7月10日を投票日として想定したものです。
 ◆投票日は、国会の会期が延長された場合などには変更となります。

問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会

0857-20-3386

0857-20-3051



投票できる人

■平成10年7月11日以前に生まれ、平成28年6月22日現在で3カ月以上本市に住んでいる人(3月22日以前に転入届をした人)

※名簿登録者で市外へ転出した人も投票できます(転出先で登録された人を除く)。

■鳥取市内で転居した人
 ■6月10日までに本市内での転居の届出を行った場合、新住所地の投票所で投票ができます。
 6月11日以降に届出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

投票所入場券はハガキで郵送します

投票所入場券はハガキ1枚に4人分印刷されていますので、自分の名前が印刷されている入場券を

投票時間

当日は、午前7時から午後8時までです。ただし、一部の投票所では閉鎖時刻が繰り上げられます。



③公立鳥取環境大学、鳥取大学構内に期日前投票所を設置します

選挙権年齢が18歳以上になったことにあわせて、若年層の人が投票に参加しやすいよう大学構内に期日前投票所を設置します。大学生以外の人も投票できますので

※18歳の誕生日の前日以降には選挙運動ができるようになります。ただし、学校の校則などで禁止されている場合がありますので、各学校に確認してください。

投票日に都合が悪い場合は、期日前投票を

投票日に仕事・旅行などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場券が届いている場合はご持参ください。

※印鑑は不要です。法令の規定により、期日前投票の際には宣誓書の記入が必要です(宣誓書は持参可。市公式ホームページからダウンロード、または市役所本庁舎お

■期日前投票所のご案内

場所	期間	時間
福祉文化会館 各総合支所(用瀬地域は用瀬地区保健センター)	6月24日(金) ~7月9日(土)	8:30~20:00
イオンモール鳥取北 2階インフォメーション前	7月2日(土) ~7月9日(土)	10:00~20:00 (最終日は19:00まで)
公立鳥取環境大学	6月28日(火)	10:00~18:00
鳥取大学	6月30日(木)	10:00~18:00

代理投票・点字投票ができます

心身に故障があるなどの理由で自書ができない場合、係員が代筆(代理投票)します。また、目が不自由な人は点字による投票もできます。投票所で係員に申し出てください。

※家族の方などが代理で記載することはできません。

選挙公報

7月8日までに全戸配布する予定です。早めにご覧になりたい人は、次の場所にお越しください。市役所本庁舎、駅南庁舎、各総合支所、用瀬地区保健センター、福祉文化会館3階
 ※6月30日に配置予定です。

病院、老人ホーム、市外での不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設に問い合わせてください。

また、出張や旅行などで市外に滞在している投票所(期日前投票所含む)に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会ですら投票ができます(期日前投票と同じ期間)。早めに鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください(公示前でも可)。

郵便による自宅からの不在者投票

次の①~③いずれかの要件に該当する人は、鳥取市選挙管理委員会に申請すれば郵便等投票証明書を交付します。交付を受けた人は、7月6日までに鳥取市選挙管理委員会に対して請求すれば、郵

便により不在者投票をすることができます。

①身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能(1級、2級)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級、3級)▽肝臓、免疫障害(1級~3級)

②戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹(特別項症)第2項症)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓(特別項症)第3項症)

③介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護状態区分(要介護5)
 【郵便投票の代理記載】
 郵便投票の要件を満たし、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ鳥取市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙に代理記載してもらうことができます。

■身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障がいがある1級の人

■戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障がいがある特別項症から第2項症までの人